

2020年10月27日

全国の中学・高等学校長様 御机下

〒103-0021

東京都中央区日本橋本石町3丁目3番16号

TEL. 03-3270-1517 FAX. 03-3270-1472

(池田晶子 著作権承継者)

特定非営利活動法人わたくし、つまり Nobody

理事長 伊藤 實



謹告

入学試験の記述式問題に関するお願い（※ 著作権の侵害にご注意ください）

謹啓

時下ご清栄のこととお慶び申し上げます

突然にご連絡を差し上げます非礼をお許しください。

弊NPO法人は、『14歳からの哲学』『14歳の君へ』などの著作で知られる文筆家・池田晶子（1960～2007年）のすべての著作物の権利を承継し、管理している団体でございます。

このたび、池田晶子作品を題材に利用した入学試験の記述式問題において、「同一性保持権」侵害のおそれが高い事例が発生いたしました。試験は既に実施されており、実施校より所謂「二次利用」のご申請をいただきましたが、上述の著作権上の事由で許諾できませんでした。

今後、同様の事例を回避するためには、教育関係者の皆様、とくに作問ご担当者のご理解とご協力が不可欠と存じまして、不躰ながら下記のお願いを申し上げる次第でございます。

貴学におかれまして、著作物を入試問題の題材に利用される折のご参考になれば幸甚です。末筆ながら、皆様のご健勝と貴学の益々のご隆盛を祈念いたします。 敬白

記

記述式問題の作問が同一性保持権に抵触しないようご配慮ください

【問題となった改変事例】

入試問題（国語）では、池田晶子の作品が次のように改変されていました。

原作品において二段落に亘る文章を丸ごと空欄に改変し、設問で、作品そのものにはない解答者による創作した文章を空欄に当てはまるよう作成することを指示し、しかも作品にはない言葉（接続詞）を使用することが指定されていたのです。

こうした空欄の設定は、所謂「虫食い」問題として空欄に原作品の本文にあるものと同一の字句を記入させたり選択させたりする通常の出題形式を超えたものです。作品にない言葉の使用を指定することと併せ、今回のような空欄の設定では作品の同一性が保持できません。作品の改変は、原則的に著作者の意に反するもの（著作権法第20条1項）であり、入試問題という利用の性質や目的に鑑みましても、「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められるもの」（同条2項四号）に該当しない、と考えられますので、著作者の同一性保持権を侵害しているおそれが高いものに思われます。

また、解答者に原作品が見えないまま本文とは異なる文章を記述させることになる空欄の設定が、他人の著作物を安易に書換えることを促し、延いては解答者である受験生に著作権保護の意識を希薄化させてしまうおそれはないか、などの点についても疑問を感じました。

【お願い】

作問におかれては、今回のような空欄を設けることを、何卒、ご遠慮いただきたく存じます。この他、作問上ご配慮をいただきたい点につきまして、弊NPO法人の「お知らせ」ページの「全国の中学・高等学校長様」に添付の利用ガイダンス「池田晶子著作物のご利用について」の【お願い】①～⑤に掲載しております。同ページには、本件に関する事例研究の小論も掲載しております。併せてお目通しを賜われますれば幸甚です。 <https://www.nobody.or.jp/info/>

以上、ここに謹んでお願い申し上げます。

拝具